

## 第21回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年2月13日（水）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（21人）

農業委員	1番	堺田 定
	2番	熊野 茂公
	3番	宮内 昭壽
	4番	河村 晴夫
	5番	小林 勉
	6番	田村 尚利
	8番	鬼武 敬子
	9番	繁本 武紀
	10番	藤本 準一
	11番	山本 忠男
	12番	田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員	1番	小田 博
	2番	城 俊治
	3番	末岡 博
	4番	國弘 久男
	5番	西村 隆裕
	6番	秋山 孝
	7番	西岡 正信
	8番	弘田 靖
	9番	久保田 等
	10番	尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員	(1人)
	7番 出穂真奈美

農地利用最適化推進委員（0人）

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第4条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地  
利用集積計画の承認について

議案 第4号 農地法施行細則第6条事業変更承認申請に対する承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 水田埋立による畑地造成について

報告 第3号 農地法施行規則第29条第1号に係る転用の届出について

報告 第4号 非農地証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長	<p>みなさんおはようございます。</p> <p>それでは 只今から第 21 回農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の総会にあたり、農業委員 7 番 出穂 真奈美 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。</p> <p>本日出席の農業委員は 11 名、農地利用最適化推進委員は 10 名で定足数に達しております、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
	<p>それでは、本日の議事録署名委員は、8 番 鬼武 敬子 委員、9 番 繁本 武紀 委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。</p>
	<p>それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号「農地法第 4 条転用許可申請に対する許可決定について」ご説明申し上げます。</p> <p>今月の申請は 1 件でございます。</p> <p>別紙「位置図」、第 4 条の番号 1 をお開きください。</p> <p>議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。</p>
	<p>本件の申請者は、現在県外に在住の方です。申請のあった土地は、大字三輪地内にある 1 筆で、大和支所から東約 500m に位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。</p> <p>地目は田、面積は 1,022 m<sup>2</sup> の自作地です。転用の事由ですが、所有者が遠方に居住され、当該農地の維持が困難である為、太陽光発電施設を建設し、維持管理作業をあわせて委託することで、当該農地の管理負担を軽減し、且つ、売電による収入を見込み、転用申請を提出されたものでございます。</p>
	<p>許可の要件である、立地基準と一般基準について。</p> <p>まず、立地基準です。</p>

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、都市計画法に基づく用途区域が設定されている第3種農地になります。第3種農地は申請がされれば基本的に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断いたしまして、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては地区担当委員の河村委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 河村委員、補足説明をお願いします。

4番 今、事務局から説明がありましたとおりで。

太陽光発電施設の農地転用申請について、この件も含め、業者が建設していることが多いと聞きますが。

事務局	今回の件については、太陽光発電施設の設置・維持管理をお願いして、底地は自分の土地のままで、所有権移転も賃貸借契約もしない、という形です。
4番	土地を貸して太陽光発電施設を建てた後、税負担が大きく上がったというトラブルを聞くのですが。
議長	以前は、土地を使用貸借で貸して太陽光発電施設を建てた後に資産税が宅地並みに上がったということでトラブルがあったように聞いています。このため最近は業者自身が土地を取得する形が多くなったと思われます。
4番	分かりました、今回の件につきましては問題ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かございませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
事務局	それでは、議案番号2号をご説明申し上げます。 「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。 今月の申請は、5件でございます。
	それでは、番号1から順を追ってご説明申し上げます。 本件は所有権移転による転用許可申請となっております 申請者ですが、譲受人は周南市戸田に住む個人で、譲渡人はそれぞれ県外にお住まいの個人3名です。

申請のあった土地は、市役所周防出張所の東 155m の周防地区に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,066 m<sup>2</sup> の自作地です。

太陽光発電による売電事業に参入を計画し、建設のための適当な用地を探していた譲受人からの取得の申し出に、遠方に居住しており当該農地の管理に困難をきたし、処分を検討していた譲渡人が応じたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。

まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、過去に公共投資、すなわち公の費用を投入した圃場整備が行われていないこと、そして周防出張所から半径 300m 以内に所在するということから、3 種農地と判断いたします。先ほども申し上げましたが第 3 種農地は申請がされれば基本的に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

更に「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当しないものと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、こちらにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、

転用目的が太陽光発電であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、久保田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 久保田委員、補足説明をお願いします。

推進 9 番 特に問題ございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第 2 号の 2 番をご説明申し上げます。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は申請地隣接地に居住する個人で、譲渡人も同地区内に居住する個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の南西 530m の岩田地区に位置する 1 筆で、登記地目は畠、面積は 73 m<sup>2</sup> の自作地でございます。

宅地の拡張を計画した譲受人が、所有者である譲渡人へ取得を申し出、譲渡人が応じたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

「農地の区分」でございます。

当該用地は都市計画法で規定する用途区域が定められているため第3種農地と判断いたします。第3種農地は、申請があれば基本的に許可されます。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、宅地の敷地拡張ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、無償譲渡ということから特に問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないものと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないものと判断いたします。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当する事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、こちらにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が敷地拡張であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないものと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

弘田委員、補足説明をお願いします。

推進 8 番	説明のありましたとおりで補足は特にございません。
議長	これより質疑に入ります。何かございませんか。
	(異議なしの声)
	ご異議がないようですので採決いたします。
	議案第 2 号の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第 2 号の 2 番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。
事務局	続きまして、議案第 2 号の 3 番をご説明申し上げます。 本件も所有権移転に伴う転用許可申請となっております 申請者ですが、譲受人は大分県宇佐市の太陽光発電事業を営む法人で、譲渡人は岩田地区内にお住まいの個人です。 申請のあった土地は、市役所大和支所の約 700m の岩田地区に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 994 m <sup>2</sup> の自作地でございます。 太陽光発電による売電事業の拡大のため、新たに建設に適した用地を探していた譲受人からの取得の申し出に、当該農地の処分を検討していた譲渡人が応じたものです。 では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。  許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。  それでは「農地の区分」です。 当該用地は都市計画法で規定する用途区域が定められているため第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は、申請があれば基本的に許可されます。 ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断いたします。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・融資証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係もなく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ないと判断いたします。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当する事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみということで、こちらにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、事業の目的から見て、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましても、弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 弘田委員、補足説明をお願いします。

推進 9 番 特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号の 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の 3 番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第 2 号の 4 番をご説明申し上げます。

本件は、使用貸借権の設定による転用許可申請となっております

申請者ですが、借受人は申請地と同地区内に居住する個人で、貸付人も同地区内に居住する個人で借受人の祖父となります。

申請のあった土地は、市役所三島出張所の北東 800m の三井地区に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,320 m<sup>2</sup> の自作地です。

祖父が管理する当該農地のうち 322 m<sup>2</sup> を借り受け、自己用の農家住宅を建築しようとするものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。

まずは立地基準でございます。

「農地の区分」について。

当該用地は、当該農地の生産性や周辺の市街地の状況とから、第 1 種第・3 種のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と判断いたします。

第 2 種農地は、事業の目的を達成するための用地が他に無い場合に許可がされます。祖父と同居する両親も、子が近くに住むことを望んでおり、他に適した土地がないとのことでございます。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、住宅建設ということであり、問題ないものと判断いたします。

次に、「資力及び信用」についてですが、資金計画書・融資証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、特に問題ないものと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当する事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみでございます、こちらにも該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が住宅建設であり、被害防除計画書の内容等からも判断しまして、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、小林委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 小林委員、補足説明をお願いします。

5番 説明がありましたとおりで、特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の4番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第2号の5番をご説明申し上げます。  
本件も所有権移転に伴う転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は広島市に居住する個人で、譲渡人は室積市延に居住の個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の東南東 960m の大字三輪地内に位置する 1 筆で、登記地目は畑、面積は 521 m<sup>2</sup> の自作地です。

太陽光発電による売電事業に参入を計画し、建設のための適当な用地を探していた譲受人要望に、当該農地の処分を検討していた譲渡人が応じたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。

まず、立地基準から参ります。

それでは「農地の区分」でございます。

当該農地は、周辺の農地と宅地等で分断され単独で存在する、第 1 種第・3 種のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と判断いたします。議案第 2 号の 4 番でもご説明いたしましたが、第 2 種農地は、事業の目的を達成するための用地が他に無い場合に許可がされます。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・融資証明書等から、問題ないものと判断します。

次に「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないものと判断いたします。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当する事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてです。隣接する宅地並びに山林の一部を、事業用地として一体利用される計画でございます。申請地とあわせて取得の同意は得られているということで、特に問題ないものと判断いたします。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないものと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、山本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 山本委員、補足説明をお願いします。

推進 2 番 補足は特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

10 番 一体利用地について教えてください。

事務局 今回、農地台帳上の農地 1 筆が農地転用許可申請の対象ということで許可申請がございまして、太陽光発電施設を建設する用地については、これに隣接する宅地と山林の一部をあわせて建設用地されるもので、3 筆の土地にまたがって太陽光施設が建てられる計画でございます。農地以外の 2 筆は農地転用の必要がございませんので、申請は 1 筆のみとなっております。

議長 他にございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号の 5 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の 5 番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

平成 30 年度 10 号です。

今回は新規が 1 件、2 筆で面積は 4,321 m<sup>2</sup>のみでございます。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして議案第 4 号「農地法施行細則第 6 条事業計画変更承認申請に対する承認について」でございます。

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 2 件でございます。

では番号 1 番からご説明申し上げます。

これは、平成 27 年 2 月 13 日付で大字塩田地内にある申請地を資材置

場とする計画で農地法第5条の転用許可を受けた後、農地転用に着手したもののが湧水が多く工事が進まないことから、工事期間を2年間延長する旨の承認申請があり、平成29年2月13日付で承認をしております。

利用計画を変更する予定はなく、その後湧水等の状況が改善し、部分的に工事を進めておりますが、なお竣工には期間を要すことから、再度2年間の工事期間延長の変更承認申請がなされたものです。

なお、この件につきましては地区担当委員の塙田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

議長 今、事務局から説明がありましたが、何か質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第4号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)

事務局 全員賛成ですので、議案第4号の1番は原案のとおり決定しました。続きまして2番の説明をお願いします。

それでは続きまして番号2番をご説明いたします。

この事案は、平成30年7月30日付で大字立野地内にある申請地を、貸資材置場及び駐車場にする計画で農地法第5条の転用許可を受けたものでございます。利用計画に変更はなく、事業を進めたいのだが、昨年発生した大規模な災害の影響で施工業者の手配が困難な状況で、竣工までに相当な期間を要するとの見込みから、2020年末まで工期工事期間を延長したい旨、承認申請が提出されました。

なお、この件につきましては地区担当委員の田村 尚利 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長	田村 尚利 委員、補足説明をお願いします。
6 番	特に補足はございません。
議長	これより質疑に入ります。何かございませんか。
	(異議なしの声)
	ご異議がないようですので採決いたします。
	議案第 4 号の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第 4 号の 2 番は原案のとおり決定しました。 以上で議案は終了しましたので、引き続き報告をお願いいたします。
	それでは報告事項について説明させていただきます。
事務局	報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」で ございます。
	今月の届出件数は、5 件でございました。
	内容については記載のとおりでございます。
	なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局 長専決により受理いたしました。
	続いて報告第 2 号「水田埋立による畑地造成報告について」です。
	届出の件数は、1 件でございました。
	内容については記載のとおりでございます。
	なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局 長専決により受理いたしました。
	続いて報告第 3 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る転用届につ いて」です。
	届出の件数は、1 件でございました。
	内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづきまして、報告第4号「非農地証明について」でございます。

証明願の件数は4件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員ほか2名の委員と、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。報告は以上でございます。

議長　　只今の報告第1号から第4号について、質問、意見等がございましたらお願ひします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第21回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成31年2月13日開催の第21回光市農業委員会総会の議事録である。

平成31年　月　　日

光市農業委員会　　会長　田村　耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員　\_\_\_\_\_印

光市農業委員　\_\_\_\_\_印